

2021(令和3)年度山形県川西町・愛知大学 本間喜一奨学金

「本間喜一奨学金」は、東北六県から愛知大学地域政策学部地域政策学科へ進学・就学し、卒業後、地域貢献を志す者の人材育成を図るため、山形県川西町が「川西町本間喜一顕彰基金」を活用し、就学支援(奨学金の給付)を行うものです。

※詳しくは、裏面の募集要項をご確認ください。

◎対象 東北六県(青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県)からの入学生

◎支給額

**300万円
給付**
(年額75万円
4年間の継続支給)

	A 入学金+4年間の授業料	B 本間喜一奨学金	A-B 4年間の学納金
愛知大学 地域政策学部※1	3,940,000円	3,000,000円	940,000円(奨学生)
(参考)国立大学※2	2,425,200円	—	2,425,200円

※1 上記の金額は本学の事情により改定する場合があります。 ※2 文部科学省令による標準額

◎対象学部・学科 地域政策学部 地域政策学科(愛知大学豊橋校舎:愛知県豊橋市)

●山形県川西町と愛知大学との繋がり

東亜同文書院大学最後の学長を務めた本間喜一(山形県川西町出身、後に最高裁判所初代事務総長、名誉学長)が東亜同文書院大学等の教職員・学生を集め、1946年11月に愛知大学を設立しました。

また、2014年、山形県川西町と愛知大学とで連携・協力に関する協定を締結し、毎年、山形県川西町にてフィールドワーク・共同研究事業を展開しています。



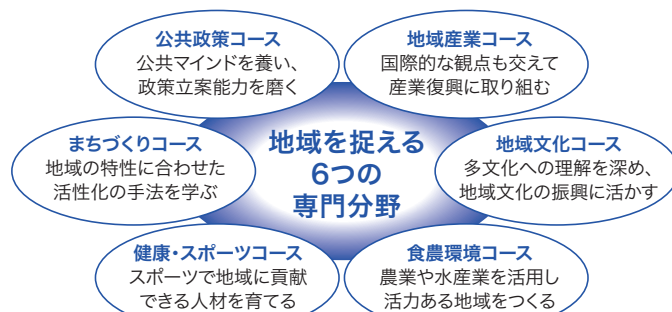
本間喜一(1891~1987年)

●地域政策学部地域政策学科の学び

地域政策学部地域政策学科は「地域を見つめ、地域を活かす」をモットーに、少子高齢化や産業のグローバル化などによって大きく変化する地域社会を見据えて「課題発見」と「課題解決」の力である地域貢献力を備えた人材の育成に取り組んでいます。

専門分野は、「公共政策」「地域産業」「まちづくり」「地域文化」「健康・スポーツ」「食農環境」の6コースを設置し、地域政策学を多面的に学びます。

学生地域貢献事業をはじめとする地域連携活動も充実し、学生一人ひとりの目標や関心に応じた主体性のある学びで、行政をはじめ幅広い業界へ卒業生を送り出しています。



〈地域政策学部地域政策学科 6コース〉

●奨学生の声



「地域を多面的に学ぶ」という
思いを実現した奨学金制度。

地域政策学部 地域政策学科1年
鈴木 拓優さん
山形県立長井高校出身

今まで私が育った地域である東北に何らかの形で恩返しをしたいと考えていました。その際、東北地方から一歩踏み出し、自分が見たことのない地域の側面に触れながら、地域に関係する学問を幅広く学びたいと思い、愛知大学地域政策学部への進学を決めました。地域政策学部は、コンピュータやGIS*ソフトを用いた講義、多種多様な地域文化に触れる講義、地域の实情に沿って諸問題をどう解決するかを考える講義など、地域を多面的に見つめるための講義が充実しています。また、この奨学生に採用されたことで、これからの地域を担う自覚を持つことができ、意欲的に学生生活を送っています。2年次からはより専門的な分野を学び、卒業後は地域のつながりを実感できる仕事に就きたいと考えています。 ※Geographic Information System(地理情報システム)

山形県川西町・愛知大学本間喜一奨学金 募集要項

1 目的

愛知大学と山形県川西町の振興発展をめざし、東北六県（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県）から愛知大学へ進学・就学し、卒業後、地域貢献を志す者の人材育成を図るため、実施するものです。

2 奨学金額（給付型）

総額300万円 ※年額75万円 4年間継続支給

※山形県川西町より給付します。継続には条件があります。

3 奨学生数

3名以内

4 対象学部

地域政策学部 地域政策学科

5 申請資格

以下の条件にすべて該当する者。

- ① 地域政策学部地域政策学科に入学した者。
- ② 申請者が在学していた高等（中等教育）学校等の所在地及び申請者の保護者の居住地が東北六県の者。

6 奨学金給付条件

愛知大学在学中の3年次終了までに、山形県川西町にて実施するインターンシップを2回行うことが必要です。（各5日間）

7 奨学金給付までのプロセス

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| ① 2021（令和3）年度入学者に対し募集 | 【2021（令和3）年4月～5月】 |
| ② 奨学金給付申請 | 【2021（令和3）年5月～6月】 |
| ③ 申請書類等により面接 | 【2021（令和3）年6月～7月】 豊橋校舎で実施（予定） |
| ④ 奨学金給付決定 | 【2021（令和3）年8月】 |

8 その他

- ① 学生の身分を失ったとき、学則の定めにより停学又は退学の処分を受けたとき等は、奨学生の資格を取り消し、当該年度の奨学金を返還することになります。
- ② 3年次終了時までに、山形県川西町にて実施するインターンシップを2回行わなかった場合は、4年次の奨学金は給付しません。

【お問い合わせ先】 愛知大学企画部入試課 TEL(052)937-8112・8113(平日9時00分～17時00分)

※2020年5月現在のものであり、内容変更、または見直しがある場合があります。